

堺市立学校における携帯電話の取扱い等について

経済・社会・生活のあらゆる場面で情報化が進展する中で、携帯電話は児童生徒の生活に急速に普及し、通話のほかにメール、動画、音楽等を楽しむための端末として利用されており、大変便利な道具である。一方、携帯電話は、子どもがトラブルに巻き込まれる原因となることも指摘されており、また、現時点では、小中学校における教育活動に直接必要のない物である。

このことを踏まえ、本市の学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを原則禁止とし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない事情がある場合には、これまでどおり、個別の状況に応じた対応を行うこととする。

《保護者が持込みを学校に求める場合》

- (1) 保護者及び本人は、携帯電話の持込み理由を明らかにし、校長宛に同意確認書を提出し、許可を得ること。

《学校が持ち込みを認める場合》

- (1) 同意確認書の内容を踏まえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (2) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (3) 事前に提出した同意確認書の内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって制限する等の措置をとる。

保護者の責任について

- ① 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するもの。
- ② 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対応を行うことが必要。
- ③ 学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもに確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要。

学校での指導について

携帯電話は大変便利な道具であるが、使い方を誤ると様々な問題を引き起こす。子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害等が増加している。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴ういじめやトラブル、性犯罪を含む犯罪被害防止と適切な対処、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要がある。

また、子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質の育成を図る。

※ここでの「携帯電話」とは以下のものをいう。

従来型の携帯電話やスマートフォン、子ども向け携帯電話。

タブレット端末は含まないとしている。